

平成26年10月31日裁決

## 主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、抑うつ状態、うつ病(以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既決支給期間」という。)について、労務不能であったとして傷病手当金の支給を受けた。

2 その後、請求人は、躁うつ病、うつ状態(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)労務不能であったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、法定支給満了日は平成〇年〇月〇日であり、本件請求期間については、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるためという理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その主な理由は、平成〇年〇月〇日まで抑うつ状態で傷病手当金を受けていたが、それ以後平成〇年〇月〇日までの間

は、元の会社で通常通りの仕事をしており、その間に通院・服薬もあったが、念のための予防的処置と考えているというものである。

## 第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定している。

2 本件の場合、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるという理由により傷病手当金を支給しないとした原処分に対し、請求人は、本件請求傷病と既決傷病は、別の傷病である旨主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間に係る本件請求傷病は、平成〇年〇月〇日を支給開始日とする傷病手当金の支給対象となっている既決傷病と同一疾病又はこれにより発した疾病(以下、便宜上、「同一関連傷病」という。)と認められるかどうかということになる。

3 同一関連傷病かどうかについて判断する。

同一関連傷病について、国民年金法及び厚生年金保険上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であるとする「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、その「第1 一般的事項」によれば「傷病」とは疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいい、「起因

する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起らなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものであるとされている。そして、相当因果関係があるとは、一般の人が常識的に考えて、ある事実と結果との間に、ある事実からそのような結果が生じるのが経験上通常であるという関係がある場合、これを逆の面からいえば、ある事実がなかったとすれば、そのような結果が生じなかったであろうということが経験上通常であるといえる関係をいうものである。そして、そのような考え方の上において、前の疾病がなかったならば後の疾病がおこらなかったであろうと認められる場合は、両者の間には相当因果関係あり、とみて前後の傷病は同一（関連）傷病として取り扱われる。

本件についてみると、請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書（第1回）の療養担当者が意見を記入するところ欄（以下「医師意見欄」という。）（a病院（以下「a病院」という。）A医師作成の平成○年○月○日付医師意見欄、同年○月○日付医師意見欄、支部長の照会に対するA医師作成の同年○月○日付「被保険者の診療の経過及び症状について」と題する書面（以下「医師照会回答書」という。）、請求人に係る診療報酬明細書（a病院作成の平成○年○月分から平成○年○月分まで（平成○年○月分、同年○月分、平成○年○月分、同年○月分、平成○年○月分を除く）、b病院（以下「b病院」という。）作成の平成○年○月分、c病院作成の平成○年○月分、d病院（以下「d病院」という。）作成の平成○年○月分、平成○年○月分、e病院（以下「e病院」という。）作成の平成○年○月分、f病院作成の平成○年○月分、g病院作成の平成○年○月分のもの）、及び、請求人に係る調剤報酬明細書（○○調剤薬局作成のもの）によれば、請求人は、平成○

年に15年勤務した会社をリストラされた後、抑うつ状態になり、同年○月○日にd病院を受診し、鬱病と診断され、通院治療により症状は改善したが、平成○年○月○日に急性呼吸不全、薬物中毒、排尿障害、脱水症、ビタミン欠乏症のためにe病院を受診、翌日の同月○日には急性薬物中毒症、ウエルニッケ脳症、脱水症のためにb病院に入院している。同月○日にも、大量服薬による自殺企図により、抑うつ状態（主傷病）、呼吸不全、統合失調症、脱水症、多量服薬、排尿障害の傷病によりc病院に1日入院、その翌日の同月○日からは、同年○月○日までの期間、a病院に入院して治療を受けている。a病院での傷病名は、当初、診療開始日を同年○月○日とするうつ病とされていたが、同年○月○日からは、うつ病の傷病名は、転帰「中止」とされ、躁うつ病の傷病名で継続して加療を受けており、退院後も、平成○年○月、同年○月、平成○年○月、同年○月、平成○年○月を除いて、ほぼ毎月定期的に通院し、薬物療法と精神療法などを受けており、平成○年○月○日から同年○月○日まで、再び、a病院で入院加療を受けている。また、医師照会回答書によれば、請求人は、平成○年に、抑うつ状態となり、d病院に通院して、症状が改善したエピソードがあり、平成○年○月○日自殺企図後の重度うつ状態で、同年○月○日まで入院加療、その後も、うつ病の診断で外来加療し、うつ症状改善したため、同年○月○日復職し、日常生活・仕事を継続できており、社会的治癒の状態の期間があったとされるが、平成○年○月より、気分高揚・多弁多動・睡眠欲求減少等の躁症状がはじめて出現し、躁・うつ状態を繰り返すようになったため、仕事・生活に支障をきたすようになり、躁うつ病に診断変更されたこととされ、平成○年○月当時のうつ状態（うつ病）が、現疾患（躁うつ病）の一部であるか、別のものであるかは、社会的治癒期間をはさんでいるので判断することは困難である旨回答し

ている。

以上の各資料から、請求人は、平成〇年に抑うつ状態のエピソードがあり、一度改善したが、平成〇年〇月に多量服薬による自殺企図により入院、当初、うつ病と診断されたが、同年〇月〇日から躁うつ病と診断名が変更され、退院後は、躁うつ病として平成〇年〇月〇日に再入院するまで定期的な通院加療を受けている。そうすると、請求人の本件請求傷病である躁うつ病・うつ状態は、既往傷病である抑うつ状態・うつ病から、その経過中治癒することなく継続して治療を受けている同一関連傷病として取り扱うのが相当である。

なお、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後に、再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる社会的治癒があったと認められる場合は、再発として取り扱われるものとされている。そうして、いわゆる社会的治癒と認め得る状態としては、相当の期間にわたって医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の生活ができ、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。

本件において、既決受給期間終了日翌日（平成〇年〇月〇日）から症状が悪化して再入院となった平成〇年〇月〇日までの期間（以下、この6年11か月間を、便宜上、「本件検討期間」という。）についてみると、請求人は、ほぼ毎月通院し、抗うつ薬として平成〇年〇月頃までは三環系抗うつ薬（アナフラニル錠）を、その後はセロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬（サインバルタ錠）、選択的セロトニン再取り込み阻害薬（レクサプロ錠）などに変更されているものの、1種類の抗うつ薬、抗不安薬ないしは睡眠薬の投与を継続して受け

ているが、これら処方内容は、当該傷病の増悪あるいは再発予防のための治療であり、広義の予防のための処方の範疇に含まれる程度のもつと認めるのが相当である。また、本件検討期間における請求人の勤務状況は、請求人にかかる被保険者記録照会回答票（資格画面）によると、請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得した後、同資格を喪失する平成〇年〇月〇日までの期間、標準報酬月額は最初の約2年間は〇〇万円、その後は〇〇～〇〇万円とほぼ一定額を維持しており、賞与も定期的に支給されていることから、通常の勤務がなされていたと判断され、本件検討期間については、予防的な治療を受けながら、勤務を含め通常の社会生活が維持されていたと判断でき、いわゆる社会的治癒の期間であったと認められる。

- 4 そうすると、本件請求傷病は、既決傷病と同一関連傷病であるが、既決支給期間終了後から本件請求期間の間に、いわゆる社会的治癒があり、これらは別傷病として取り扱うことができる。
- 5 よって、本件請求期間については、法定給付期間（1年6か月）を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとす原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。